

「古谿荘に親しむ会」会則

(名 称)

第1条 この会は、「古谿荘に親しむ会」という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、富士市南松野1745-6番地におく。

(目 的)

第3条 この会は、国指定文化財古谿荘の歴史的価値を探求する活動を通して地域の文化芸術の振興に寄与すること、あわせて会員の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 古谿荘に関連する調査研究
- 2 古谿荘に関連する研究会、講習会、催事の開催
- 3 古谿荘に関連する図書その他印刷物の出版刊行
- 4 古谿荘に関連する文化芸術活動の支援
- 5 目的を達成するためのその他の事項

(会 員)

第5条 この会の会員は、古谿荘に関心を持つ者で、本会の主旨に賛同した個人と団体、および会の活動へ賛助を申し出た者とする。

(組 織)

第6条 この会は、次の部門をもって組織する。

- 1 調査研究部門
- 2 活動催事部門
- 3 広報出版部門

(機 関)

第7条 この会は、次の機関をおく。

- 1 総 会
- 2 役員会

第8条 総会は会員をもって構成し、年に1回開き、役員、予算・決算および事業計画を承認する。

第9条 役員会は、役員をもって構成し、総会によって議決された事項を運営する。

(役 員)

第10条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|------|--------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 理 事 | 若干名（各部門1名以上） |
| 監 事 | 1名 |

第11条 理事は、会員の中より各部門に精通した者を選出し、会の事業運営及び予算、決算その他を運営する。ただし、会の事業その他について企画立案するため事務局長を選出しその業務を委任する。

第12条 監事は役員会が会員の中より委嘱し、会計監査する。

第13条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、欠員があった場合の後任者の任期は残任期間とする。

第14条 この会に顧問をおくことができる。

(会 計)

第15条 この会の会計年度は4月1日より始め、翌年の3月31日で終わる。

第16条 この会の費用は次のものをあてる。

- 1 会 費
- 2 寄付金
- 3 その他の収入

第17条 会費は次のとおりとする。

- | | |
|--------|------------|
| 1 個人会員 | 年 3,000円 |
| 2 団体会員 | 年 10,000円 |
| 3 賛助会員 | 1口 10,000円 |

付 則

1. この会則の変更は役員会において行い、総会の承認を必要とする。
2. この会則は、昭和62年11月21日より実施する。
3. この会則は、平成元年7月1日より実施する。
4. この会則は、平成23年9月1日より実施する。
5. この会則は、平成28年6月1日より実施する。